

**資源管理基本方針の別紙 2（特定水産資源）及び
別紙 3（特定水産資源以外の水産資源）に関する
遠洋まぐろはえ縄漁業の資源管理協定**

協定発効日 令和 4 年 4 月 1 日

改 訂 令和 6 年 1 月 1 日

改 訂 令和 7 年 9 月 1 日

（目的）

第 1 条 本協定は、資源管理基本方針の別紙 2（特定水産資源）及び別紙 3（特定水産資源以外の水産資源）の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成及び当該水産資源のかつお・まぐろ漁業を対象とする管理区分の漁獲可能量の総量を超えないように、漁獲可能量の総量の管理を行うこと、及び ICCAT や IOTC などの地域まぐろ漁業管理機関において国別割当を維持・確保するために当該割当の完全消化が求められつつある状況に対応するために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（定義）

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定水産資源

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の別紙第 2-24 びんなが（南大西洋海域）、別紙第 2-25 めかじき（南大西洋海域）、別紙第 2-26 めかじき（北大西洋海域）、別紙第 2-27 めかじき（南西太平洋海域）、別紙第 2-28 めばち（大西洋条約海域）、別紙第 2-29 めばち（東部太平洋条約海域）、別紙第 2-41 めばち（インド洋協定海域）、別紙第 2-30 よしきりざめ（北大西洋海域）、別紙第 2-35 きはだ（インド洋協定海域）、別紙第 2-38 あおざめ（南大西洋海域）、別紙第 2-22 にしくろかじき（大西洋条約海域）、別紙第 2-23 にしまかじき及びふ

うらいかじき（大西洋条約海域）、別紙第 2-2 太平洋くろまぐろ（大型魚）、別紙 2-46 よしきりざめ（南大西洋海域）及び別紙 2-52 くろまぐろ（東部太平洋条約海域）をいう。

二 特定水産資源以外の水産資源

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の別紙第 3-1 めばち（中西部太平洋条約海域）、別紙第 3-3 かつお（中西部太平洋条約海域）、別紙第 3-5 きはだ（中西部太平洋条約海域）、別紙第 3-12 びんなが（北西太平洋海域）、別紙第 3-13 びんなが（南西太平洋海域）、別紙第 3-16 めかじき（北西太平洋条約海域）、別紙第 3-21 よしきりざめ（北西太平洋海域）、別紙第 3-7 きはだ（東部太平洋条約海域）、別紙第 3-14 びんなが（北東太平洋海域）、別紙第 3-6 きはだ（大西洋条約海域）、別紙第 3-4 かつお（インド洋協定海域）、別紙第 3-11 びんなが（インド洋協定海域）及び別紙第 3-15 めかじき（インド洋協定海域）をいう。

三 遠洋まぐろはえ縄漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 12 号に掲げるかつお・まぐろ漁業のうち総トン数 120 トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものをいう。

四 操業

第 2 条第一号（特定水産資源）及び同条第二号（特定水産資源以外の水産資源）の水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第 3 条 本協定の対象となる水域は、全世界の海域とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、第 2 条第一号（特定水産資源）及同条第二号（特定水産資源以外の水産資源）の水産資源とする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、遠洋まぐろはえ縄漁業とする。

（資源管理の目標）

第 4 条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第 2-2、第 2-22、第 2-23、第 2-24、第 2-25、第 2-26、第 2-27、第 2-28、第 2-29、第 2-30、第 2-35、第 2-38、第 2-41、第 2-46、第 2-52、及び別紙第 3-1、第

3-3、第 3-4、第 3-5、第 3-6、第 3-7、第 3-11、第 3-12、第 3-13、第 3-14、第 3-15、第 3-16、第 3-21 に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第 5 条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の表に掲げる
ところにより行うものとする。

対象水産資源	具体的な取り組み
びんなが（南大西洋海域） 別紙第 2-24	・ 漁獲量の合計が 80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・ 漁獲量の合計が 80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・ 各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。
めばち（大西洋条約海域） 別紙第 2-28	
めかじき（南大西洋海域） 別紙第 2-25	
めかじき（北大西洋海域） 別紙 2-26	
めかじき（南西太平洋海域） 別紙 2-27	
めばち（東部太平洋条約海域） 別紙 2-29	
よしきりざめ（北大西洋海域） 別紙 2-30	
あおざめ（南大西洋条約海域） 別紙 2-38	
きはだ（インド洋協定海域） 別紙第 2-35	・ 他漁業種類団体との調整を踏まえ、協定参加者間の合意に基づき、当該協定参加者の漁獲上限を定め、遵守する。 ・ 漁獲量の合計が 80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・ 漁獲量の合計が 80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・ 各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動

	又は生存放流等を実施。
にしまかじき、及びふうらいかじき (大西洋条約海域) 別紙 2-23	・ 漁獲量の合計が 80 %を超えた場合、漁場移動又は生存放流を実施。
にしくろかじき(大西洋条約海域) 別紙第 2-22	
太平洋くろまぐろ(大型魚) 別紙 2-2	・ 原魚重量が 60kg を超えるマグロについては、必ず船上にて魚種を確認する。 ・ ニュージーランド周辺水域において操業する船については、大臣漁獲可能量の 30%を隻数で除した数をそれぞれの漁獲上限とし、漁獲上限に達した以降は生存放流を実施。 ・ 上記以外の海域において操業する船については、大臣漁獲可能量の 70%に達した時点で、生存放流を実施。 ・ 水揚げの際に新たに「クロマグロ」と判明した際には水揚げしない。
めばち(インド洋協定海域) 別紙 2-41	・ 漁獲量の合計が 80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲報告する。 ・ 漁獲量の合計が 80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を当該海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・ 各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。
よしきりざめ(南大西洋海域) 別紙 2-46	・ 漁獲量の合計が 80%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・ 漁獲量の合計が 80～85%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・ 各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。

くろまぐろ（東部太平洋条約海域） 別紙 2-52	・漁獲量の合計が 70%に達した場合、漁獲日の翌日に漁獲量を報告する。 ・漁獲量の合計が 70～75%に達した場合、残りの漁獲枠を該当海域で操業する漁船に個別配分することを基本とする。 ・各船は、漁獲量が個別配分に収まるよう操業し、超過するおそれがある場合は、漁場移動又は生存放流等を実施。
--	---

水産資源	具体的な取り組み
めばち（中西部太平洋） 別紙 3-1	・航海日数に対する在港の休業日数の割合を 4%以上とする。
かつお（中西部太平洋） 別紙 3-3	
かつお（インド洋） 別紙 3-4	
きはだ（中西部太平洋） 別紙 3-5	
きはだ（大西洋） 別紙 3-6	
きはだ（東部太平洋） 別紙 3-7	
びんなが（インド洋） 別紙 3-11	
びんなが（北西太平洋） 別紙 3-12	
びんなが（南西太平洋） 別紙 3-13	
びんなが（北東太平洋） 別紙 3-14	
めかじき（インド洋） 別紙 3-15	

めかじき（北西太平洋） 別紙 3-16	
よしきりぎめ（北西太平洋） 別紙 3-21	

（取組の履行確認に関する事項）

第 6 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、航海終了後に、履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第 1 項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第 1 項の履行確認において、前条の取組については漁獲成績報告書などの客観的に履行確認可能な証拠を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第 7 条 全ての参加者は、法第 30 条第 1 項、法第 52 条第 1 項（第 58 条において準用する場合を含む。）及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第 8 条 第 5 条の具体的な取組の有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、資源管理の対象となる魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該水産資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。
- 3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、全参加者の代理権を有する者は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 全参加者の代理権を有する者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、全参加者の代理権を有する者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）とする。

(議決権及び決議)

第 12 条 本協定の参加者の議決権は、1 参加者につき 1 票を有するものとする。

2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。

3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。

一 第 9 条第 4 項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認
議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の 3 分の 2

二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更
及び廃止 議決権の 3 分の 2

三 本協定の廃止 議決権の 5 分の 4

四 農林水産大臣に対する法第 126 条第 3 項の規定による必要な措置の
求め 全議決権

(全ての参加者の代理権を有する者の機能及び経費の負担)

第 13 条 全ての参加者の代理権を有する者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続において全ての参加者の代理権を有する者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 全ての参加者の代理権を有する者は、本協定の手続を経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 全ての参加者の代理権を有する者は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

- 4 協定にかかる事務手続き及び報告については、日本かつお・まぐろ漁業協同組合が処理するものとする。

(その他)

第 14 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改訂協定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

改訂協定は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙

(立会人)

日本かつお・まぐろ漁業協同組合 代表理事組合長 香川 謙二

一般社団法人 全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会 代表理事会長 齋藤 徹夫